

○平成二十五年経済産業省告示第七十四号（小型自動車競走法第十六条第一項の経済産業大臣が定める率）

（平成二十五年三月二十九日）

（経済産業省告示第七十四号）

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条第一項の経済産業大臣が定める率は、百分の八十とし、平成二十五年四月一日から適用する。